

公益信託に係る信託計算規則に関する質問事項に対する私見

弥永真生

公益信託法第33条第3項において、信託法で公益信託にも適用される一部の規定について、「法務省令」を「内閣府令・法務省令」に読み替えており、この読替えに基づき、公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令（名称は【P】）を定めることを検討しております。

1. 限定責任の定めのない公益信託について、信託計算の限定責任信託の計算の規定と同様の規定を置くことについて

信託計算規則については、第6条以降、限定責任信託の計算について定めておりますが、前回、会計研究会で御議論いただいた公益信託会計の目的（受託者による適切な財務報告により、受託者の委託者に対する受託責任の履行、信託財産の分別管理義務の担保、ステークホルダー（寄附者、信託事務の対象者（受給者等）、国民、行政庁）のニーズに対応していくことが求められる）や、各事項の整理を踏まえると、結果として限定責任の定めがない公益信託についても、限定責任信託の計算で求められる規定（会社計算規則等を準じたもの）を参考として同様の規定を整備することが望ましいと考えております。この方向感について、違和感はないでしょうか。このような整理の帰結として、公益信託では、限定責任信託か否かで計算規則の内容が異なることとなります。（なお、特定資産公益信託については、収支決算書ベースでの報告とするなど簡便な方法となるよう差異を設ける規定を合同命令に置くこと等も合わせて検討しております。）。

この方向観でよいとおもいます。信託計算規則は最小限を定めているにすぎず、それを超える部分は、受託者と委託者（兼受益者）との間の信託契約で定めればよい（当事者自治）という発想によっています。限定責任信託についての規定は、信託債権者という受託者や委託者でない者の保護を図るために設けられており、すなわち、当事者自治のみに委ねないというものです。

同様に、税制上の措置が講じられていることに反映されているように、公益信託については、多くの利害関係者が想定されており、受託者と委託者との間の約定に任せておけばよいといえないと思われますし、受託者をコントロールする役割は委託者ではなく信託管理人に与えられていますので、限定責任信託であるかどうかにかかわらず、一定の範囲で信託の計算について強行的に定めることは十分な説得力を有します。

以下、1. を前提に、公益信託の計算に際して、信託計算規則の限定責任信託の計算で求められる規定と同様の規定を適用するに当たり、信託計算規則の規定をそのまま適用してよいのか悩んでいる部分について、御質問させていただきます。

2. のれんについて

のれんについては、「一定の行為によって事業その他の権利義務が移転した場合において、認識可能な現物財産の評価額とこれに対して交付した対価の価格の差額」（郡谷大輔・和久知子・小松岳志著「会社計算規則」逐条解説 55 頁）と承知しております。

信託計算規則第9条では、会計帳簿におけるのれんの計上について規定されており、信託においても、のれんの計上があり得るものと考えられているかと思いますが、公益信託についても、同様にのれんの計上があり得ると考えてもよろしいのでしょうか。

また、第3号については、一般社団法人・財団法人規則にはない規定であり、具体的にどのような場面で第1号、第2号以外にのれんを計上しなければならない正当な理由があるのでしょうか。

会社計算規則11条が定めているのれんは信託計算規則9条が定めているのれんとは概念が異なります。前者の方が狭い概念です。すなわち、会社計算規則11条が定めているのれん（信託計算規則9条2号ののれん[の少なくとも一部]がこれに対応します）は、組織再編行為において、その対価と受入資産・負債の時価との差額を意味しています。

これに対して、信託計算規則9条1号ののれんは組織再編行為における差額ではありません。会社計算規則には明文の定めはありませんが、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によって、計上することが求められるのであれば、株式会社などにおいても信託計算規則9条1号にいうようなのれんを計上しなければなりません。

これまで、議論がなされたということを承知していないのですが、理論的には、事業型で公益信託事務が行われる場合に、他の者において認識されていた「のれん」を譲り受けることが想定されるのであれば、信託計算規則9条1号に相当するのれんが公益信託においても計上されることになるというのが論理的帰結です。また、公益信託の併合または分割が認められるのであれば、同2号に相当するのれんの計上も考えられます。

信託計算規則9条3号は、すべての場合を想定して規定を設けることができないため、「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行」によればのれんを計上しなければならない場合をいわばバスケット条項(落穂ひろい条項)として定めているものです。具体的にどのような場合があるのかということですが、当初抛出財産が事業であり、その事業に(委託者が他の者から有償で譲り受けた)「のれん」が含まれている場合が想定できるのではないかと考えております。このような場合が公益信託でありうるかどうかによって、このような規定を設けるべきかが定まるものと考えられます。

なお、参考までに、一般社団法人・財団法人規則にも共通するのですが、「有償で譲り受け」た場合、とされている点、会社計算規則では有償、無償について区別がないと思われるところ、そのような差分が生じる理由についてご存知でしたら御教示いただきたく存じます。

上述したように、会社計算規則 11 条はのれんを計上することができる場合を網羅的に定めていない(11 条にあたらない場合も、会社法 431 条や会社計算規則 3 条により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、のれんを計上しなければならない場合または計上できる場合がある)のに対し、信託計算規則 9 条はのれんを計上することができる場合を網羅的に定めようとしているためです(もっとも、信託計算規則 9 条 3 号はバスケット条項なので大差ないといえそうですが)。

会社法の下では、会社計算規則 11 条にあたらないにもかかわらず、のれんを計上することができるのは有償取得した場合が典型的な場合であると考えられております(無償取得の場合にはのれんを計上できないというのが一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であると解されております)。

○信託計算規則

(のれんの評価)

第九条 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

- 一 有償で譲り受けた場合
- 二 公益信託の併合又は公益信託の分割により取得した場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

○会社計算規則

第二節 のれん

第十一条 会社は、吸収型再編、新設型再編又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

○一般社団法人・一般財団法人施行規則

(のれんの評価)

第二十五条 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

3. 信託計算規則第10条について

受託者の帳簿価格について、信託計算規則第10条第1項では、金銭以外の当初拠出財産（「信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産をいう」とされており、必ずしも用語どおり、契約時に拠出された財産に限られないと考えられます。）については、「委託者における信託の直前の適正な帳簿価格を付さなければならない」とされております。

第2項では、第1項の規定にかかわらず、当該当初拠出財産の取得価格を市場価格をもって測定することとすべき場合には、当該市場価格を付さなければならないとされております。

この規定の趣旨は、信託においては、信託財産に属する財産が委託者の財産であって、受託者にその管理・処分を委ねられたものであることによります。類似の規定として、有限責任事業組合契約規則第8条、会社計算規則第43条があるのですが、この2つの例を見ると、いずれも現物出資の要素があり、また、有限責任事業組合契約規則については、原則時価としつつ、市場価格がない場合に出資者の帳簿価格を採用する点が異なり、会社計算規則では、当該株式会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係となる場合と、出資者との関係が強い場合に求められる規定と承知しております。

公益信託については、公益信託でない信託と異なり、信託財産とされる財産が、委託者から手離れすることを前提に制度が設計されております。この点は税制についても同様の整理がされております。そのため、公益信託の信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産について、委託者の帳簿価格を引き継ぐ規定を原則とすることが不適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

その見解に同意します。会社計算規則43条1項2号のイは合併などにおいてパーチェス法によらない場合と整合的に定めたものですので、公益信託にはあてはまらないものと考えられます。すなわち、会社計算規則43条1項2号柱書は「当該現物出資財産の給付があった日における価額」（すなわち、時価）を原則としており、同号のイ及びロはあくまで例外を定めているにすぎません。同号イは共通支配下の企業間での出資は企業集団内での取引であり、それによって損益を認識することは適切ではないという発想に基づくものです。

信託計算規則10条1項は、「当初受益者が委託者のみである場合」には信託財産の拠出によって評価損益を認識することは適切ではないということを前提としています。なお、「金融資産の信託（有価証券の信託を含む。）や不動産の信託などにおいて、受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うものとされている（金融商品会計実務指針第78項及び第100項(1)、移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「不動産流動化実務指針」という。）第44項。）」と指摘されており（実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2に対するA1）、受益者は信託財産を直接保有しているのと同じ経済的実態が存在すると

いう発想に基づくものです。

なお、公益法人の場合、現物寄附を受けた際には、「公益法人が受入れを承諾した時点で、その公正な評価額により収益の認識を行う」（公益法人会計基準の運用指針 令和6年12月）とされ、時価で収益を認識しております。

○信託計算規則

（当初拠出財産の評価）

第十条 金銭以外の当初拠出財産（信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産をいう。以下この条において同じ。）については、委託者における信託の直前の適正な帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該当初拠出財産の取得原価を当該当初拠出財産の市場価格（市場価格がない場合にあっては、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額。以下この項において同じ。）をもって測定することとすべき場合には、当該市場価格を付さなければならない。

○有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

（金銭以外の財産による出資の評価）

第八条 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、出資の価額として、当該財産の市場価格（市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額。次条第一項において同じ。）を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であって、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産については、出資の価額として、当該財産を出資する者の当該出資の直前における当該財産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す備忘価格を付すものとする。

○会社計算規則

（株式会社の設立時の株主資本）

第四十三条 法第二十五条第一項各号に掲げる方法により株式会社を設立する場合における株式会社の設立時に行う株式の発行に係る法第四百四十五条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。

二 法第三十四条第一項の規定により金銭以外の財産（以下この条において「現物出資財産」という。）の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産の給付があった日における価額（次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあっては、当該

イ又はロに定める額)

イ 当該株式会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係となる場合
(当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。) 当該現物出資財産の当該給
付をした者における当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であって、当該給付を受けた現物出資財産の価額に
より資本金又は資本準備金の額として計上すべき額を計算することが適切でない
とき イに定める帳簿価額

○公益法人会計基準の運用指針 令和6年12月

現物寄付

69. 物資による現物寄付を受ける場合、当該現物が公益法人において利用可能又は換金可能であり、組織目的の達成に貢献する資源である場合に収益として認識する。現物又は現物についての権利や内容を証明する書類を受領し、公益法人が受入れを承諾した時点で、その公正な評価額により収益の認識を行う。
70. 最終的な受益者の利用に供することを前提とした寄付で、単に公益法人を経由しているにすぎない場合や、測定可能性が満たされない場合には、収益の認識は行わない。
71. 換金を前提とした寄付は、寄付者からの寄贈品受入れを現物の寄付の取扱いに従って処理し、寄贈品の譲渡（換金）を譲渡契約に従って処理する。
72. 寄贈品に市場がない場合には、簡便的に公正な評価額の測定に譲渡時の契約額（換金額）を利用することができる。

4. 同規則第11条について

信託計算規則第11条では、受託者が金銭以外の信託財産を受益者に給付する際の規定を設けています。

公益信託については、受益者の定めのない信託であり、受益者へ金銭以外の信託財産を給付する場面が存在しないなか、この条の適用について、検討するに当たり、

①受益者への信託財産の給付がないことから規定を設けない。

②公益事務として支出した信託財産についてこの条を適用する。

の2案を検討しております。

ただ、この条の規定に類似する有限責任事業組合契約規則第9条、会社計算規則第105条については、いわゆる現物配当について定めたものであり、信託計算規則第11条についても、受益者への給付をいわゆる配当ととらえ、債権者等の第三者を保護する観点での規定なのではないかと考えております。その場合、公益事務として支出した財産については、信託財産からのいわゆる配当にはあたらないことから、債権者等の第三者を考慮する必要はなく、他の財産処分と同様の評価をすれば足り、あえて本条を設ける必要がないのではないかと考えておりますが如何でしょうか。

なお、限定責任の定めのある公益信託についても、上記整理が妥当するかも含め、御教示いただけますと幸いです。

参考までに、現時点では、信託計算規則第19条（受益債権に係る債務の額の計上の禁止）については、公益信託において受益債権は存在しないこと、同第24条（給付可能額の算定方法）については、信託法第225条（受益者に対する信託財産の給付の制限）を空振りと整理していること、からいずれも今回の公益信託に関する内閣府令・法務省令では規定しないことを検討しております。

信託計算規則11条に相当する規定を設けないという方針で問題ないと思います。これは、限定責任の定めがあっても同様に考えてよいと思います。

信託計算規則11条の定めは、たしかに、給付可能額の制約との関係で一時的には債権者保護に役立ちうる（当該信託事務年度における給付に制約が生ずる）と読めるものの、翌信託事務年度における給付可能額との関係では、当該事業年度において評価損益を一方で計上し、一方で受益者に対する給付を時価で認識するというわけですから、債権者保護に役立つわけではありません。しかも、信託計算規則24条に相当する規定を置かないというのであれば、信託計算規則11条に相当する規定を置くことによって債権者保護を（一時的に）図ることができるということにもなりません。

○信託計算規則

（金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付する場合の評価）

第十一条 金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付するときは、当該財産につ

いては、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価額を付さなければならない。

- 一 市場価格のある財産 市場価格
 - 二 市場価格がない場合であって一般に合理的と認められる評価慣行が確立されている財産 当該評価慣行により算定された価額
 - 三 市場価格がない財産であって一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産 給付の直前における当該財産の適正な帳簿価額
- 2 前項の規定にかかわらず、給付の直前における当該財産の適正な帳簿価額を付すべき場合には、当該帳簿価額を付さなければならない。

○有限責任事業組合契約規則

(金銭以外の組合財産を分配する場合の分配金の価額)

第九条 金銭以外の組合財産を分配するときは、分配金の価額として、当該組合財産の市場価格を付さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であって、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない組合財産については、分配金の価額として、当該分配の直前における当該組合財産の適正な帳簿価額を付すものとする。

○会社計算規則

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

- 三 当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第二百二十四条第一項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額